

我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議 第3回会合 議事概要

平成24年2月27日(月) 13:30~16:30

経済産業省別館 8F 827 会議室

(1) 我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検とりまとめ 報告書(案)について

<全体の構成について>

三橋委員：「はじめに」内にある、保全という言葉の定義について、IUCNの定義とほぼ同じなので、引用する形をとると良い。また、第II章については、解りやすく項目ごとにボックス形式で要約をつけたらどうか。全体に詳細を記しているため文字が多く、要点を見つけにくくなっている。

I. 絶滅危惧種の現状

吉田委員：冒頭に各分類群の絶滅危惧種のランクごとの種数の表を入れると全体像がわかりやすい。

II. 絶滅危惧種の保全の状況

石井委員：3. (3) ②の「希少植物の被害」及び「シカ等の食害」という表現について、採食の対象によって被害と扱われるか否かは異なるため、言葉を変えた方が良い。

藤井委員：ここでは植物への被害状況についてのデータも示すべき。過去のレッドリストの調査では、1995年から2004年の間に動物食害が原因とされるものが15倍に増えたというデータがあり、これを引用して根拠を補強すべき。

三橋委員：第II章の各省庁および自治体の保全の状況について、他省庁の取り組みや地方公共団体による保全対策が多岐にわたる環境で実施されている点や、それらが事業の中で行われるようになってきた点を強調すべき。情報の部分は生物多様性センターの取り組みや生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム(CHM)やGBIFデータベース等具体的に記述し、後の参考となるようにしてほしい。

石井委員：「生態系の攪乱」については、「外来種や化学物質等による生態系の攪乱」とし、里地里山環境のように攪乱が足りないことが問題になっている部分と区別したほうが良い。

藤井委員：外来種による被害の出方は種の特性によって地域ごとに異なることを明記したほうが良い。

III. 点検結果を踏まえた今後の我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全について(提言)

1. 点検結果及び絶滅危惧種の保全にあたっての課題

三橋委員：最後の「保全が進んでいるとは言い難い」というのは萎縮しすぎではないか。保全対策のツールや事例が集まってきて、優先度を定める材料がそろったので、これから体系立てていく部分がまだ不十分であって、漠然と進んでないというのではなく、課題を明確にしておくことが大切だと思う。何が足りないのか明確にして、法制度の改定につなげられるようにした方が良い。

吉田委員：保全の優先順位の考え方が足りなかったことだけでなく、種の保存法自体もいろいろな面で見直しの時期に来ている。今後法制度の見直しも視野に入れて、厳しく結んだ方が良い。

藤井委員：これまでの予算規模でよくこれだけ進んだと思う事業がいくつもあると感じている。しかし、問題は、個々の取り組みは多数あるが、事例の成功、失敗についての情報共有がなされていないことにある。これまでの事業効果を評価し、今後の対策にどう生かすかを示す方が良い。

磯部委員：報告書には厳しい客観的な意見を書くべきであり、認識として甘さを感じさせる表現は避けるべき。

2. 今後の我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全にあたっての基本的な考え方

三橋委員：「情報を指標として提供する」について、海外の類似事例、例えば Living Planet Index のような汎用的な例を挙げて、我が国に適したかたちの指標化を進めて、これを自治体が利用しやすいかたちで提供する必要があるということ述べるのが良い。

吉田委員：指標にも、レッドリストインデックス (RLI) のように、分類群ごとと種ごとの状況を示すものがあるが、具体的に特定せずに広く言うのであれば、保全対策に生かせる指標をわかりやすい形で提供する、というような記述が必要。

磯部委員：国という言葉は、本来は行政主体全体を指すものである。この点検では環境省とその他の省庁の取り組みは分けて書かれているが、どちらにも国や政府という言葉が当てられており、明確に区別されていない場合がある。また、地方公共団体、その他の民間主体など主体についても様々なものがあるので、主体に関する概念の整理が必要ではないか。

3. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方

吉田委員：(1) ②対策効果については、多様な主体の参画を促進する上で、フラッグシップ種は市民の関心を得て行動を促すという点で有効性は高いと考えられる。

藤井委員：アンブレラ種、キーストーン種は科学的に判明しているケースは少

- なく、例としてあげるのは良いが、前面に出るのは危惧を感じる。
- 三橋委員：ホットスポットの存在が、保護区の隣接地域にあるような場合には、保護区域を何らかの形で拡張しての保護を併せて行うとことで保全政策を展開することで、メタ個体群としての保全効果が期待される。国立公園の区域設定の見直しの際に配慮すれば、トータルで保全効果が上がる可能性がある。このため、ホットスポットの保全には空間構造の観点があった方がよい。国がコアを、自治体が隣接地域をという緩やかな連携がとれるとなおよい。
- 藤井委員：ホットスポットの概念はいくつかあるが、ここでは絶滅危惧種の集中地域を言うことでよい。
- 吉田委員：（２）考慮事項も（１）優先度のように、本文中と矢印部分の①から⑤の項目を立てて、国はこういったものを優先するという部分を明示する方がよいのではないか。
- 石井委員：（２）内の国の考慮事項について、特出して項目を立てるとそれだけが重要という感じを受ける。国から見て重視する点を考えたら大きなものが３つあるということか。項目を全て段として立てると細かくなりすぎるので、全国レベルの取り組み、国際的な取り組みの２段としたらどうか。
- （事務局：重視すべき点は多数あるかもしれないが、環境省が取り組んで行くに当たり特に注目すべき点を項目立てている。広域に分布する種については地域での取り組みもあるので、国が全てにおいて取り組みをすることで地方の取り組みを阻害することのないよう、こういう書きぶりになっているが、わかりやすい書きぶりを検討したい。）
- 石井委員：海浜性の生物について、海浜や河口の減少は国が対策の音頭を取るべき。また、同様に伐採後の植林地にできる草地環境に依存している昆虫もいる。私としては、海浜、河口、林業の問題は重視しているので、できれば項目に取り上げた方がよい。
- 三橋委員：日本列島全体で等しく減少している種、以前は日本中で見られたが現在は全国的に減少傾向にある種（previously common species）は①②とは観点が異なるので別段にした方がよい。これについては国がガイドラインを示して戦略的に対策をとるような仕組みが必要ではないか。
- 藤井委員：全国的に分布しており、レッドリストのランクとしては低いが、先ほどの海浜等の生物も含め減少傾向にあるものについては、ランクを特定せず盛り込んでほしい。具体的な種やランクを挙げると、VUやNTの種まで全国的に保全の義務に固まってしまっても困るので、何かの形で追求していくために、全国的に危なくなっていることも考慮する必要がある。

4. 効果的な保全対策のあり方

- 磯部委員：自然公園の地域内のゾーニングで、絶滅危惧種について考慮されるのが望ましいではなく、同じ環境省の制度の中で、絶滅危惧種が考慮されないのはおかしいと強く言っても良いと思う。
- 吉田委員：種の保存法ができて20年が経ち、データはかなり蓄積されているはず。それなのに開発による絶滅危惧種への影響を回避できないとい

う状態は問題だと思う。データを生かして、戦略的環境影響評価の実施により、開発行為による影響を計画段階で確実に影響を回避すべきとすべき。自然再生推進法や連携促進法は自主性を重んじており、それが良い面もあるが、自主性だけにゆだねるのは難しく計画的な保全が必要な場合もある。規制措置だけでなく奨励的措置をうまく取り入れたら良いのではないか。

石井委員：メタ個体群について盛り込まれているのは良いが、遺伝的多様性が抜けている。分布状態や遺伝的多様性にも配慮した生息地の維持を入れるべき。また、保全ユニットについて触れる必要があり、これは種ごとに異なるので、それを十分考慮する必要がある。

藤井委員：（２）①イ．の里地里山については、攪乱環境のため個体群の年変動が大きいことに配慮し、長期的保全の視点が必要という点を加えた方が良い。

5. 必要な情報収集及び手法・技術開発とその共有・活用

三橋委員：一箇所への統合的なデータベースではなくて、既存のデータベース間の総合検索や横断利用を目指した通信プロトコルの統一（共通の公開 API）という方向で書いてほしい。なお、GBIF は国際的に見ても唯一の統合的データベースの例で、これを通じて国際貢献することを記述に含めるべきである。また、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム（CHM）については国際的な約束事でもあるので、書ける範囲で書き加えるべき。

吉田委員：海産種の絶滅のおそれに関する情報収集は急務であり、急ぐ必要がある旨を書くべき。

6. 絶滅危惧種の保全にあたっての体制等のあり方

吉田委員：人材は育成だけでなく配置されていないことが問題。何らかの形で人材が配置されることが重要。

三橋委員：この節は具体例を挙げるのではなく、「概念」をきっちり書いた方がよい節ではないか。点検の結果、国と自治体の役割がある程度の整理ができたので、国、地方自治体、市民の役割に省庁連携や多様な主体の参画を加え、総論としてまとめる。それぞれの管理責任を明確にし、理念をまとめる部分だと思う。

藤井委員：これまで論じたことをベースに国と自治体、関係省庁の優先順位と役割分担、協力関係についてまとめる。人材の育成、配置には文部科学省の協力が必要であるので国の中での協力関係についても書く。体制としてどういう方向性があるかの理念をここで示す。

三橋委員：大学等の研究者だけでなく市民科学者育成の必要性は海外の生態学の雑誌でも不可欠な存在として強調されている。市民科学者の情報が決定的に役立つこともあり、その役割は非常に重要。人材の育成と社会的に評価すべきことを、この部分に盛り込むべきである。

7. その他、追加等

三橋委員：点検の結果に基づいて、これまでの生物多様性国家戦略や愛知目標

で取り上げておらず、抜け落ちている観点を整理する必要がある。また、全体を通じて注力すべきところがアウトプットとして重要だと思う。それらの観点をまとめる部分も必要かもしれない。

吉田委員：可能であれば、点検結果の活用という意味で、7.として国家戦略への貢献や多様性基本法の不足点の検討に生かすという提言を入れた方がよい。

藤井委員：国としての優先順位を整理して打ち出したのはこの点検の売りだと思う。国と地方公共団体の役割分担の仕分けの指針ができ、それぞれの役割分担が決まれば、抜けている部分を洗い出してその情報を共有し、協力して対策を実施することができる。今回の点検でそれぞれの役割を明確化しようとするところまで来たと思う。

三橋委員：この点検の売りの部分のひとつとして、実際の分布データを集計、分析し、一定の客観性を持たせたことも挙げられる。国（環境省）がカバーできなかった困難な部分については、地方公共団体への保全対策支援やローカルガバナンスによる緩やかな保護区の設置支援といった新しい保全の方向性を示すことも必要。多様な主体と連携して、全国的にゾーンディフェンスで対策を進めるべきであり、その実現に当たっては保全施策の体系化が必要だというまとめ方がよい。

（２）その他

（特になし）